大口町すくすくサポート運営要綱

(目的)

第1条 大口町すくすくサポート(以下「すくすくサポート」という。)は、子育 て支援の輪をつくり、保護者が仕事と子育てを両立し、安心して働くことがで きる環境づくりなどに資することを目的とする。

(会員)

- 第2条 すくすくサポートは、子育ての援助を支援する者(以下「援助会員」という。)と、育児の援助を希望する者(以下「依頼会員」という。)を会員とする。
- 2 援助会員は、大口町に在住する20歳以上で普通救命講習及び町が行う事故 防止に関する講習を受講した者とする。
- 3 依頼会員は、大口町に在住する 0 歳児から小学校 6 年生までの児童(以下「児童等」という。)を養育する者とする。

(すくすくサポートの業務)

- 第3条 すくすくサポートは、次の業務を行う。
 - (1) 会員の募集、登録に関すること。
 - (2) 援助活動の指導、助言に関すること。
 - (3) 会員を対象とする説明会等に関すること。
 - (4) 広報に関すること。
 - (5) 援助活動に係る補償保険に関すること。
 - (6) その他町長が必要と認める業務

(援助の内容等)

- 第4条 援助会員は、次の援助を行う。
 - (1) 保育所、幼稚園、小学校又は児童クラブ(以下「保育所等」という。) へ児 童等を送迎すること。
 - (2) 保育所等の始業時間前又は終業時間後に児童等を預かること。
 - (3) 対象児童等が軽度の病気の場合等に児童等を預かること。

- (4) その他依頼会員の子育てのために必要な援助を行うこと。
- 2 援助を行う場所は、援助会員の自宅とする。ただし、児童等が病気等の場合は、依頼会員の自宅において行うことができる。
- 3 援助会員は、前項の規定に関わらず、依頼会員との合意により自宅以外の場で援助を行うことができる。
- 4 援助を行う時間は、原則として午前7時から午後8時までとする。 (会員の責務)
- 第5条 会員は、援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライ バシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。すくすくサポートを退会後 も、同様とする。
- 2 会員は、援助活動中に生じた事故について、当事者である会員間において、誠 意をもって解決にあたるものとする。

(会員登録)

- 第6条 すくすくサポートに入会しようとする者は、大口町すくすくサポート入 会申込書(様式第1又は様式第1の2)を町長に提出しなければならない。
- 2 依頼会員が1年以上にわたり援助を受けないときは、登録を抹消する。 (退会)
- 第7条 会員がすくすくサポートを退会しようとするときは、大口町すくすくサポート退会届(様式第2)を町長に提出しなければならない。

(援助活動の実施方法)

- 第8条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、すくすくサポートに援助の申 込みをするものとする。
- 2 すくすくサポートは、前項の申込みを受けた場合には、依頼の内容、日時等を 確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員に連絡する。
- 3 前項の規定により連絡を受けた援助会員は、依頼会員と援助の内容等について十分な協議を行い、両者の合意のもとに援助の実施を決定する。
- 4 援助を決定した援助会員は、援助を開始する前に、依頼会員名及び援助の内

容等を援助依頼受付簿(様式第3)により、町長に報告しなければならない。なお、援助の受付期間は、1月を限度とし、長期にわたる場合は、月毎に更新するものとする。

- 5 援助を実施する援助会員は、援助の実施後、援助活動報告書(様式第4)に援助の実施内容を記入しなければならない。
- 6 援助会員は、前月分の報告書をとりまとめ、毎月10日までに町長に提出するものとする。
- 7 依頼会員は、援助会員に対し、協議した援助内容以外の援助を要求してはならない。

(報酬等)

- 第9条 依頼会員は、援助会員に対して別表に定められた基準に従って報酬等を 支払わなければならない。
- 2 報酬等の支払方法は、両者協議のうえ定めるものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(平成11年大口町告示第58号)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日 大口町告示第41号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日 大口町告示第117号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に登録されている援助会員が、普通救命講習及び町が 行う事故防止に関する講習を受講していない場合は、令和元年12月31日ま でに受講しなければならない。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第9条第1項関係)

1 子ども1人につき1時間当たりの報酬基準額は、次のとおりとする。

月曜日~金曜日	6 O O III
午前8時~午後6時	600円
月曜日~金曜日上記以外の	7.0.0 []
早朝・夜間	700円
土曜日・日曜日・祝日	7.0.0 [
終日	700円

- 2 兄弟姉妹など、複数の子どもを預ける場合は、援助会員1人に対し3人まで とする。
- 3 援助の時間が30分以下の場合は、1時間当たりの報酬基準額の半額とし、3 0分を超え1時間までは、1時間当たりの報酬基準額とする。
- 4 取り消し料については、下記のとおり援助会員に支払うこととする。
 - (1) 前日までの取り消し料は、無料とする。
 - (2) 当日の取り消し料は、基準により算定された報酬額の半額とする。
 - (3) 無断取り消しについては、基準により算定された報酬額の全額とする。
- 5 交通費について

子どもの送迎等に伴い、援助会員に負担をかけた費用については、依頼会員 が実費を支払うものとする。

6 その他の費用

食事代、おやつ代、紙おむつ代などの援助に要した費用は、依頼会員が実費を 負担するものとする。 大口町すくすくサポート入会申込書

年 月 日

大口町長

様

氏 名

大口町すくすくサポートへ入会を申し込みます。

会 員	区	分					援	助	会	員					
\$ 1	が	な									生	年	月	月	
会 眞	氏氏	名										年	J]	日
住		所													
電話	番	号													
緊急	連絡	先													
	曜	日	援助 日	でき 月	る曜日 火		をし 水	てく 木		い。 金	土				
援助	時	間		:	\sim		:		((1日			時間)	
内 容	車で	ずの	可		(車任	:意保	険の	状況	,加	入	•	未加	入)		
	送	迎	不	可											
備	7	Ś	(免許	• 資	格等)										

入会日	年 月 日	(説明会参加状況)	会員No.
退会日	年 月 日		云貝N 0 .

様式第1の2 (第6条第1項関係)

大口町すくすくサポート入会申込書

年 月 日

大口町長

様

氏 名

大口町すくすくサポートへ入会を申し込みます。

			* *	/ 0 / / 0				
会 員 区 分				依頼	会 員			
ふりがな						生 年 月	日	
会 員 氏 名						年	月	日
住 所								
電 話 番 号								
緊急連絡先								
同 居 家 族	配偶者:	有	· 無	子ども:	人	その他:	人	
勤務先	本 人				地(番号()
期 伤 兀	配偶者			所在地(
		電話番号(
	子	どものク	名前	生年月日	年齢	保育園・幼	力稚園名等	
				<u></u>				
援助の必要な								
子どもの状況								
				<u> </u> -				
かかりつけの病院等								
備 考								

入 会 日	年月	(説明会参加状況)	会員No.
退会日	年 月	1	云貝N 0.

退 会 届

年 月 日

大口町長様

住 所 氏 名

私は、大口町すくすくサポートに 依頼 ・ 援助 会員として入会しておりましたが、 のため退会します。

援助依頼受付簿

受付日 年 月 日

依頼会員名				会員番号		
住所		連	絡先			
ふりがな						
子どもの名前	歳 か月	歳 か月		歳 7	か月	
依 頼 日	年 ,	月 日()			
依 頼 時 間	:	~ :	(時	間)	
法 超 内 宏						
依頼内容						
	大口町すくす	ナくサポート承	諾書			
 依頼内容のとおり、援助活動を行います。 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、退会後も含めプライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりはしません。 援助活動中に生じた事故について、当事者間において、誠意をもって解決にあたります。 すくすくサポートで加入した補償保険制度以上の補償は、要求しません。 						
上記のとおり)承諾します。					
	年 月 日					
(依頼会員)		(援助会員	į) <u></u>			

様式第4	(笠7	冬笠 [、1百円(核)
138 JU 45 4	(44) (* * *) 4貝 (美) (元) /

-,(-	1)1) I ()1) 1 N()1) 0 N()1)	117										
		援	助	活	動	報	告	書			用 (3-	
									提	出月	月 (3-	3)
1	援助実施日時		左	F	月	F] ()	:	~	:	
2	依頼会員名											
3	子どもの名前							(歳	か月)	
								(歳	か月)	
								(歳	か月)	

4 援助活動内容

時間	活動内容	子どもの様子
	□預かりのみ	
	口預かりと送迎	
	□送迎のみ	

(注)活動内容欄には、食事(ミルク)・おやつ・排泄・沐浴・睡眠・あそび等を記入してください。

5 報酬等

① 報酬	単価(円)	×時間	(時間)	円
② 交通費						円
③ その他	実費 ()		円
④ 取り消	し料					円
					合計	円

U	上につい	て確認し、	精箟を終了	しました	こので報告します。
\sim	上 (こっく		7 H 7 P C N S]	\sim \sim \sim \sim \sim	

年	月	日	
1	7.3	H	

会員番号 氏名 (援助会員)

会員番号 氏名 (依頼会員)